

## 富士見が丘いこいの園 利用料金表

令和2年4月1日 現在

### I 階層区分による利用料

単位 円

階層区分 ※1		利用料				
		サービスの提供に要する費用※2		事業費②	居住費③	計
		一般 ①-1	特定 ①-2			
1	1,500,000円以下	10,100	10,100	44,500	39,000	(①-1or①-2) +②+③ 階層区分により一般と特定で差が出る場合があります
2	1,500,001～1,600,000円	13,100	13,100			
3	1,600,001～1,700,000円	16,100	16,100			
4	1,700,001～1,800,000円	19,200	19,200			
5	1,800,001～1,900,000円	22,200	22,200			
6	1,900,001～2,000,000円	25,200	25,200			
7	2,000,001～2,100,000円	30,300	30,300			
8	2,100,001～2,200,000円	35,400	35,400			
9	2,200,001～2,300,000円	40,400	39,700			
10	2,300,001～2,400,000円	45,500				
11	2,400,001～2,500,000円	50,500				
12	2,500,001円以上	57,400				

※1 前年収入から租税、社会保険料、医療費（必要経費）を控除した額になります。

※2 一般は介護認定を受けていない方、特定は介護認定（要支援以上）を受けている方が対象となります。

### II 上記以外の費用

内容	金額及び概略
電気代	個別メーターにより徴収（1KW/Hあたり22円）
水道代	月額 1,000円
特別支援サービス費	緊急時対応・買い物代行・病院付添等の支援サービス毎に料金を設定し、行った回数ごとに料金が発生します。
暖房費	月額 1,960円（冬季期間 11～3月のみ）

### III （介護予防）特定施設入居者生活介護（介護保険自己負担額：1割の場合）31日計算

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6,624円	10,971円	18,923円	21,146円	23,472円	25,629円	27,539円

※ 医療機関連携・サービス提供体制・夜間看護体制(要介護者のみ)・介護職員処遇改善Ⅱ・介護職員特定改善Ⅱ・口腔衛生管理体制を加算しています。

※ 函南町は地域区分が7等級であるため単位数に10.14円を乗じております。

※ 上記料金は、1か月あたりの目安を表示したものです。1か月の合計で計算した場合、小数点以下の端数の関係で差異が生じる場合があります。

※ 上記は予定金額となります。介護保険法の改定や他のサービスの導入などにより変更となる場合がございます。